

令和5年12月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正、細則の廃止について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記についての周知依頼がありました。

臓器の移植に関する法律の運用に関しては、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）に定められているところです。

今般、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第153号）が令和5年12月12日付けで公布され、令和6年1月1日から施行されます。この改正に伴い、ガイドラインの一部が別添のとおり改正され、併せて細則が廃止されました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】日本医師会メンバーズルームからも別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/igika/2023ig\\_1617.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/igika/2023ig_1617.pdf)

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力）です（宛名シール下部に印刷されている10桁の数字）。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）です。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267